

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【会社名】 セントラル総合開発株式会社

【英訳名】 CENTRAL GENERAL DEVELOPMENT CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福本 統一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区飯田橋一丁目12番5号

【縦覧に供する場所】 セントラル総合開発株式会社 大阪支社
(大阪府大阪市中央区内平野町二丁目1番9号)

セントラル総合開発株式会社 広島支店
(広島県広島市中区八丁堀15番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長福本統一は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社企業グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社企業グループは、事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として、内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、「財務報告に係る内部統制に関する規則」（平成20年8月8日取締役会決議）に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。重要な事業拠点を選定する際は、連結売上高を指標とし、概ね3分の2を一定割合としております。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は、「不動産販売事業売上高」「不動産事業未収入金」「販売用不動産」「不動産事業支出金」であります。また、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象についても個別に評価対象といたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成21年3月31日現在の当社企業グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。